（届出事項等）

第八十五条　法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）

二の二　［略］

二の三　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）

二の四　［略］

二の五　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）

［二の六～三　略］

四　保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（保険業高度化等会社にあっては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならない場合を除く。）

四の二　法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

［四の三・五　略］

六　その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなったこと又は子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。）に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

六の二　［略］

六の三　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する保険業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

六の四　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業高度化等会社が名称若しくは本店の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止した場合（前三号に掲げる場合を除く。）

七　保険会社又はその子会社が、第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

（届出事項等）

第八十五条　［同上］

一　［同上］

二　保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二　［同上］

二の三　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四　［同上］

二の五　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

［二の六～三　同上］

四　保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

四の二　法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

［四の三・五　同上］

六　その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなったこと又は子会社対象保険会社等に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

六の二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

七　保険会社又はその子会社が、第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第八号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合